

令和6年度きのくにICT教育（ステップアッププログラム）指導者派遣等業務 仕様書

1 委託業務名

令和6年度きのくにICT教育（ステップアッププログラム）指導者派遣等業務

2 背景・目的

和歌山県では「きのくにICT教育」と称し、県内全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、プログラミングなどの基礎的な知識を習得する教育プログラムを、全国に先駆け令和元年度から実施している。

こうした中、県内の中高生がより専門的なICTに関する知識・技術を習得し、県内産業の発展に寄与する人材を育成するため、和歌山県として県内中学校・高等学校の部活動に対し、ICT関連企業の指導者派遣を実施する。

3 業務内容

(1)派遣校の決定

- ・受託者は、県が周知を行った県内中学校・高等学校より派遣校登録申請があった場合、内容を精査の上、派遣校を決定すること。
ただし、指導者等の派遣を受ける県内中学校・高等学校の部活動は、次に掲げる事項に該当するものとする。
 - ア 県内の学校におけるICT関連の部活動においてその専門性を向上させられるものと認められるもの。
 - イ 県内で開催されるもの。ただし、活動する上で必要となる県外での部活動については県と協議するものとする。
 - ウ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの。
- ・派遣校数について、12校（和歌山市：8校、橋本市：2校、西牟婁郡：2校）程度を想定。

(2)指導者の選出

- ・受託者は、県内中学校・高等学校の部活動に派遣する指導者を各派遣校に1名以上派遣できるよう20名程度候補を選出すること。ただし、選出する指導者は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
 - ア ICTについて専門的な知識を有する者
 - イ ICT企業等において業務でICTにかかる業務を行う者
 - ウ その他この事業の実施に関して適当であると認められる者

(3)派遣校と指導者の調整

- ・派遣校から部活動の内容及び要望をヒアリングし、条件に合った指導者を調整すること。なお、指導者側の意見もヒアリングし、双方の意見を踏まえて調整すること。

(4)指導者派遣の実施

- ・受託者は、3(1)において派遣を決定した県内中学校・高等学校から指導者派遣申請があった場合、

内容を精査の上、指導者の派遣を行うこと。

- ・受託者は、派遣を行った部活動に関して、学校から速やかに報告を受けること。
- ・受託者は、派遣校からの報告を受け、進捗状況を把握し、必要があれば派遣校と指導者との打ち合わせ等を行うこと。
- ・受託者は、学校からの報告について、毎月とりまとめ、県に月次報告をすること。
- ・指導者派遣回数について、各校10回程度とし、累計120回程度とすること。なお、1回の指導につき2時間程度、1～2名（令和5年度実績：平均1.3名）の派遣を想定。

(5)成果報告会の実施

- ・受託者は、指導者派遣を行った学校が成果を発表する報告会を開催すること。
- ・成果発表会の日程について、令和7年3月を想定し、派遣校の生徒及び指導者が出席可能な日程で調整すること。なお、成果発表会の時間について、4時間程度とすること。
- ・成果発表会の会場について、和歌山市内で100名以上が収容できる会場で実施すること。なお、派遣校の成果物の発表・実演できるスペースを確保すること。
- ・成果発表会について、派遣校の成果発表後、講評を行うこと。講評者について、ICTについて専門的な知識を有する者2名程度を成果発表会に派遣すること。
- ・成果発表会において、生徒同士が活発に意見交換や交流ができるよう工夫すること。
- ・成果報告会に係る経費（会場費、指導者及び講評者の謝金・旅費等）について、受託者が負担すること。

(6)成果物の作成

受託者は、3(1)～(5)で行った内容を集約し、成果物としてまとめ、事業報告書とすること。

4 予算上限額

金4,400,000円（うち、消費税及び地方消費税の額400,000円を含む）

5 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行に関し、本仕様書及び提案書に沿って実施すること。
- (2) 受託者は、本仕様書にないものは県との協議により定めること。
- (3) 受託者は、業務の内容及び範囲について、県と十分協議し、業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合は県と協議し、実績に応じて変更契約を締結すること。
- (5) 受託者は、業務の実施の際に知り得た個人情報とは適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。